

事務事業及び予算の執行実績
(令和6年度分)

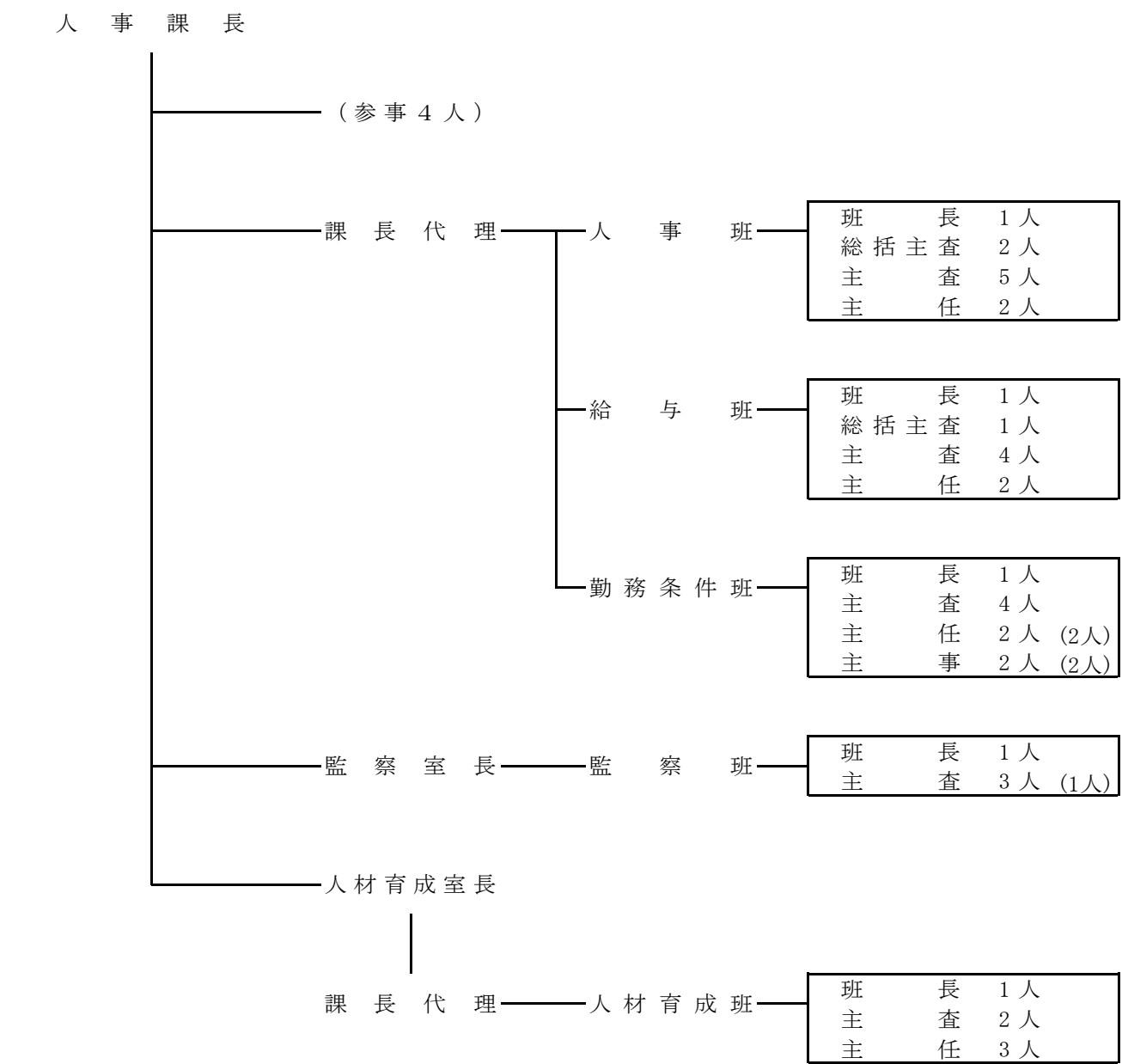
総務部人事課

目 次

1	事務事業の概要	
	人事課組織図	1
I	人事課	
1	施策の体系	2
2	課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）	2
	（1）政策の推進に向けた体制整備	2
	（2）人材育成の推進	7
	（3）職員給与等の適正化	9
	（4）服務規律とコンプライアンス	12
3	評価、課題及び改善	15
2	事業の根拠法令調	16
3	職員配置調	18
4	過年度分収入未済額調	19
5	郵券等受払調	20
6	歳入歳出外現金調	21
7	委託料等歳出予算執行状況節別集計表	22
8	負担金支出調	23
9	建築工事調	24
10	基金の管理状況調	26

事務事業の概要

人事課組織図



(その他非常勤職員等)

職 名	人数
会計年度任用職員	1 人
臨時的任用職員	0 人

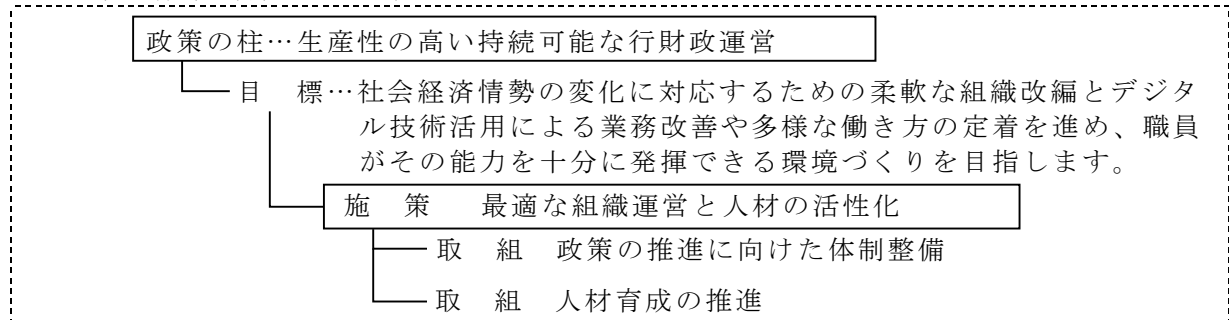
職員数計 42 人 (5人)

※市町等への派遣職員は除く ※先方在勤の兼務職員は外数()書き

事務事業の概要

I 人事課

1 施策の体系（新ビジョン）



2 課別の事務又は事業の目的、計画及び実績（成果）

(1) 政策の推進に向けた体制整備

ア 組織・定数の管理

人事給与管理費

20,899,432 円 県

人事給与管理事務費

20,899,432 円 県

幸福度日本一の静岡県の実現と徹底した行財政改革の推進に向けて、重要課題に迅速かつ的確に対応できるよう、組織定数の改正を行った。

組織定数改正のポイント

(ア) L G Xの推進に向けた体制の整備

- a 県政運営の基本理念に掲げる「L G X（ローカル・ガバメント・トランスフォーメーション）」の推進に向け、知事直轄組織及び経営管理部を再編し、県政の重要課題や部局横断的な課題への的確に対応する企画部、人事・組織のマネジメントや市町との連携等を担う総務部、将来を見据えた健全な財政運営や行財政改革を担う財務部を設置。
- b 簡素で効率的な組織体制とするため、新設する3部については、「部一課」体制（局を設置しない体制）を導入。

(イ) こども施策の一体的な推進体制の構築

- a 本県のこども関連施策の司令塔として、健康福祉部に「こども若者政策部長」を設置。
- b こども・若者と子育て家庭への切れ目のない支援を展開するため、スポーツ・文化観光部から私学振興課を、また、教育委員会から幼児教育推進業務を移管し、「こども若者局」を設置。（局長以下63人体制（+3人））

(ウ) 本県経済の活性化に向けた体制強化

- a 持続的な経済成長の実現に必要な革新的技術等を持ったスタートアップの創出・育成に向け、産業イノベーション推進課を増員。（+1人）
- b 「企業立地日本一」達成のため、企業誘致体制を強化することとし、企業立地推進課及び東京事務所を増員。（+3人）
- c 農林水産業とスタートアップとの連携等を通じたイノベーションの推進に向けて、経済産業部に「部理事（農林水産イノベーション推進担当）」を設置し、経済産業部内における農林水産部門を強化。
- d 本県の重要産業の一つである観光業のさらなる振興に向け、スポーツ・文化観光部に「部理事（観光産業振興担当）」を設置。経済産業部との兼務とすることで観光業を産業の面からも促進する体制を強化。
- e 令和7年5月からの盛土規制法の運用開始に備え、申請件数の増加に対応するとともに、申請者の利便性向上の点から、本庁（盛土対策課）に加え、県内4土木事務所（沼津、富士、島田及び袋井）での審査体制を整備。（+7人）

方針1 幸福度日本一の静岡県の実現

- (ア) 伊豆半島をはじめとした防災の推進
 - a 国が見直しを行っている地震被害想定を踏まえ、本県の第5次地震被害想定を策定することに合わせて、地震・津波対策アクションプログラムを改定するため、危機政策課を増員。（＋1人）
 - b 能登半島地震により明らかになった孤立予想集落や要配慮者の生活等への支援といった課題に対応するため、危機対策課を増員。（＋1人）
 - c 度重なる大規模浸水被害が発生するなど、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化が想定されることを踏まえ、「流域治水」の取組を強化するため、河川企画課を増員。（＋1人）
- (イ) 新たな産業活力の創造
 - a スタートアップ支援と企業誘致体制の強化（＋4人：再掲）
 - b 農林水産業のイノベーション推進（再掲）
 - c 観光産業の振興促進に向けた体制強化（再掲）
- (ウ) 地域交通のリ・デザイン
運転手不足等により地域公共交通の維持が危ぶまれる状況に対応し、ライドシェアの展開や自動運転の実装等に取り組むため、地域交通課を増員。（＋2人）
- (エ) こども・子育て支援の充実
 - a こども若者政策部長、こども若者局の設置（再掲）
 - b 一時保護施設において、入所児童に対し実情に応じた個別的なケアの充実を図るため、東部及び中央児童相談所を増員。（＋4人）
- (オ) 医療・福祉人材の確保
本県の医師不足解消に向けた対応として、研修実施体制の強化等に取り組むため、地域医療課を増員。（＋1人）
- (カ) 多文化共生社会の構築
本県の提案により全国知事会において「外国人の受入と多文化共生社会実現プロジェクトチーム」が発足することを踏まえ、労働力不足の解消や地域活性化に向けた取組を促進するため、多文化共生課を増員。（＋1人）
- (キ) その他
 - a 安全で快適な富士登山の推進に向けて、富士山の保全等を目的とする入山管理や、山梨県及び環境省と連携した登山安全対策を実施するため、富士山世界遺産課を増員。（＋1人）
 - b 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会の一部競技が県内3会場で開催されることを踏まえ、大会の成功に向けた準備を着実に進めるため、大会運営本部である（公財）愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会へ職員を派遣。（＋1人）
 - c 病気の早期発見、早期治療による脳卒中等での死亡者の減少を目的に、特定健診受診率向上に向けたトライアル事業を実施するため、健康政策課を増員。（＋1人）

方針2 徹底した行財政改革の推進

- (ア) L G X推進官の設置
全庁において、新しいことに意欲的に挑戦しつつ、財政健全化に向けた高い経営感覚等を持つ組織風土を醸成するため、各部局の部長代理等を、その旗振り役となる「L G X推進官」に位置付け。
- (イ) 簡素で効率的な業務執行体制の導入拡大
 - a 県政の重要課題等に迅速かつ的確に対応するため、経営管理部において試行的に導入していた「部－課」体制を、新設する企画部、総務部及び財務部並びにスポーツ・文化観光部に導入。
[令和6年度：2部 ⇒ 令和7年度：5部]

- b 効率的な業務執行のため、局の廃止や、業務の親和性が高い所属の統合を実施。
[局廃止：▲11 課・室廃止：▲4]

- (ウ) デジタルツールを活用した行政運営の推進
各種デジタルツールを活用したビッグデータの収集・分析により、情報の可視化や効果検証の効率化を通じて、業務改善や質の向上に取り組むため、デジタル戦略課を増員。（＋2人）
- (エ) 長時間勤務の解消に向けた応援体制の構築
業務の平準化により、職員の負担軽減を図るため、一時的に集中する業務等に対応する職員を健康福祉部政策管理局に配置し、業務応援体制を強化。（6部局16人体制（＋1人））
- (オ) 職員配置の見直し
県政の重要課題への対応等、必要に応じた増員を行う一方、簡素で効率的な執行体制の確保に向けて、状況を踏まえた人員配置の見直しを実施。
a 事業実施状況等を踏まえた配置見直し（▲20人）
b 業務委託等による見直し（▲6人）
c 組織体制の見直し（▲13人）
d 外郭団体等への派遣見直し（▲8人）
- (カ) 地方独立行政法人等への職員派遣の見直し
県施策と密接な関連を有する公立大学法人など外郭団体への派遣については、法人の自主性、自立性を踏まえつつ、職員派遣を見直し（プロパー化等）。
a 静岡県公立大学法人派遣（▲3人）
b 静岡県観光協会派遣（▲1人）
c 静岡県文化財団アーツカウンシルしずおか派遣（▲1人）
d 静岡県立病院機構派遣（▲3人）

令和7年4月1日現在の職員数は、次のとおりである。（単位：人）

区 分	再任用短時間職員を除く職員	再任用短時間職員	合 計
知事及び各種委員会の事務局の職員数	5,613	47	5,660
特別会計の職員数	1,354	2	1,356
議会事務局の職員数	40		40
公益的法人等派遣職員数	186	1	187
地方自治法派遣職員数	20		20
合 計	7,213	50	7,263

※「再任用短時間職員を除く職員」には、再任用フルタイム職員287人を含む。

※「再任用短時間職員」には、定年前再任用短時間勤務職員1人を含む。

総労働時間の抑制（毎年度、前年度以下に抑制）（単位：時間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総労働時間	13,522,710	13,791,508	13,973,042	13,891,015	13,770,243

※ 総労働時間（正規職員数×所定労働時間＋時間外勤務時間＋非正規職員の労働時間）

イ 職員の採用・退職の管理

人事給与管理費（再掲） 20,899,432 円 県
人事給与管理事務費（再掲） 20,899,432 円 県

(ア) 職員の採用

十分な能力と適性を持った優秀な人材を的確に採用することを念頭に置き、欠員の発生、年度末の退職状況及び今後の行政需要の動向等を見通して実施した。

a 職員採用状況

(単位：人)

区 分	事 務	技 術	技能労務	計
試験職種	164	102	0	266
選考職種	3	115	7	125
合計	167	217	7	391

※ 期間 令和6年4月2日～令和7年4月1日

※ 割愛採用を除く。

(イ) 職員の退職

a 定年制の状況

<定年年齢（令和6年度）>

61歳（医師、歯科医師は66歳）

なお、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢が原則として60歳から65歳に段階的に引き上げられており、令和7年度及び令和8年度の定年年齢は62歳（医師、歯科医師は67歳）となっている。また、「管理監督職勤務上限年齢制」や「定年前再任用短時間勤務制度」等が新たに導入されたため、各種制度の見直しを行った（令和5年4月1日施行）。

見直し事項	内 容
人事制度の見直し	・定年年齢の段階的引上げ ・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入
60歳超の職員の働き方に係る見直し	・定年前再任用短時間勤務制度の導入 ・現行再任用制度の廃止及び暫定的な措置
給与制度の見直し	・60歳以降の職員の給料及び諸手当の取扱い ・60歳以降の職員の退職手当の取扱い

b 勸奨退職制度の状況

<勸奨退職対象条件>

年齢50歳以上で、かつ勤続25年以上の者

c 退職管理の適正確保

「静岡県職員の退職管理に関する条例」に基づく、営利企業等に再就職した元職員による職員への働きかけの規制や、再就職した際の任命権者への届出の義務化等により、退職管理の適正を確保している。

d 退職状況

(令和6年度 単位：人)

区 分	役付職員		一般職員		技能 労務 職員	大学 教育 職	合 計				
	事務	技術	事務	技術			事務	技術	技労	大学	計
定年退職	90	76	0	0	1	4	90	76	1	4	171
勸奨退職	4	6	0	0	0	0	4	6	0	0	10
普通退職	50	120	10	57	1	1	60	177	1	1	239
そ の 他	12	10	1	3	0	0	13	13	0	0	26
合計	156	212	11	60	2	5	167	272	2	5	446

※ その他の内訳は、割愛退職26人。

(ウ) 職員の再任用

(令和7年4月1日現在 単位：人)

区 分	暫定再任用職員		定年前再任用 短時間勤務職員	合 計
	フルタイム勤務	短時間勤務		
事務	201	34	0	235
技術	72	15	1	88
技能労務職員	13	0	0	13
合計	286	49	1	336

ウ 人材の適正配置		
人事給与管理費（再掲）	20,899,432 円	県
職員研修事業費	29,916,128 円	県
人事給与管理事務費（再掲）	20,899,432 円	県
職員研修事業費	29,272,228 円	県

(ア) 人事異動

高度化、多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、「幸福度日本一の静岡県」を実現するため、県民の期待に応えられる専門的な能力、知識、経験を有するとともに、前例踏襲にとらわれず、新しいことに積極的にチャレンジする職員を育成することが重要である。こうした視点から、適材適所を基本に、職員の人材育成、事業の円滑な推進と業務の継続性の確保、重要施策を推進するための重点的な人員配置、若手職員等の積極的な登用などの方針に基づき、令和 7 年 4 月 1 日の定期人事異動を行った。（2,628 人）

また、前年までに引き続き女性職員の積極的な登用を図り、部長級へ 2 人、局長級へ 7 人、課長級へ 17 人を新たに登用した。

なお、本庁と出先機関が一体となって県内各地域の特色を生かした地域づくりに取り組んでいくため、昨年と同様、本庁・出先間の人事交流を積極的に進めた。

(イ) 国及び市町等との人事交流

県と市町の職員が相互に交流することにより、互いの連携、協力を基本とした地域の実情に応じた行政運営を推進するため、昭和 53 年度から県・市町職員人事交流制度により実務研修職員の交流を行っている。

また、幅広い知識や民間の経営感覚を修得し、広い視野を備えた人材の育成を行うため、国、他県、民間、海外の機関等との人事交流を実施している。

国及び市町等との人事交流状況（令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人）

区 分		交流者数	交流先
国との交流	県 → 国	28	内閣府、総務省、厚生労働省 等
	国 → 県	8	総務省、国土交通省、厚生労働省 等
他県との交流	本県 → 他県	2	新潟県、山梨県
	他県 → 本県	2	新潟県、山梨県
市町との交流 (人事交流制度)	県 → 市町	30	静岡市、浜松市、沼津市 等
	市町 → 県	42	静岡市、浜松市、沼津市 等
市町等への派遣	県 → 市町等	34	浜松市、沼津市、静岡地方税滞納整理機構等
民間との交流	県 → 民間等	8	(一財)静岡経済研究所、(株)静岡銀行 等
	民間等 → 県	13	ANA あきんど(株)、(一財)静岡県銀行協会 等
海外への派遣	県 → 海外機関等	1	中国浙江省政府関係機関
計	県から派遣	103	
	県への派遣	65	

(ウ) 公益的法人等への派遣

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例に基づき、職員を派遣している団体数及び派遣職員数は以下のとおりである。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

種別	団体数	職員数
公益的法人	34団体	177人
営利法人	1団体	2人
合 計	35団体	179人

(2) 人材育成の推進

ア 勤務時間・休暇制度の改善・運用

人事給与管理費（再掲）

20,899,432 円 県

人事給与管理事務費（再掲）

20,899,432 円 県

(ア) 休暇制度等の主な改正

a 育児を行う職員の時間外勤務免除制度の対象範囲の拡大

育児を行う職員の時間外勤務免除制度の対象範囲を、「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」に拡大した（令和7年4月1日施行）。

b 看護休暇の取得事由の拡大及び名称変更

家族休暇の取得事由として認めていた「学校行事等」について、看護休暇でも取得できることとし、併せて休暇名称を「看護等休暇」に変更した（令和7年4月1日施行）。

イ 職務能力と実績の的確な評価

人事給与管理費（再掲）

20,899,432 円 県

人事給与管理事務費（再掲）

20,899,432 円 県

(イ) 人事評価

地方公務員法に則り、職員が発揮した能力と挙げた業績を的確に把握する人事評価を実施した。

また、人事評価の結果を任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することで、職員の意欲の向上と人材育成を促進し、組織力の向上を図った。

(イ) 職員表彰に関する事務

進取の気概と豊かな感性をもった職員を育て、職務への積極的な取組を促すため、職務内において功績のあったものを表彰した。

区分		件数(表彰人数)	主な業績の概要
個人表彰	職務内	2件(4人)	稲作農家と養蜂業者の連携による「耕蜂連携」の仕組みを構築し、本県の農業の発展に大きく貢献 等
個人表彰	善行等	2件(2人)	ねんりんピックはばたけ鳥取2024（第36回全国健康福祉祭とっとり大会）マラソン交流大会10km男子70歳未満の部で優勝 等
合計		4件	

ウ 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

人事給与管理費（再掲）

20,899,432 円 県

人事給与管理事務費（再掲）

20,899,432 円 県

仕事と生活の調和のとれた職場環境を実現し、職員一人ひとりの個性と能力の発揮による行政の生産性の向上を図るために勤務条件及び職場環境の整備を図った。

また、育児や介護を行いながら勤務を継続できるよう、個々のライフスタイルにあわせた働き方を可能とするための時差勤務を導入するとともに、テレワーク制度を試行し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。

(ア) 主な両立支援制度の利用状況(がんセンター局を含む)

(単位：人)

	制度	制度概要	利用者数 (うち男性)
育児支援	育児休業(※1)	子が3歳に達するまでの期間、原則2回の休業	216 (114)
	育児短時間勤務(※2)	未就学児童の養育のため、週19時間25分～24時間35分(週3～5日)の短時間勤務	52 (8)
	部分休業(※2)	未就学児童の養育のため、勤務時間の始め又は終わりに2時間以内の休業	234 (26)
介護支援	介護休暇(※3)	家族の介護を行うため、ひとつの要介護状態につき6か月の期間、時間単位からの休暇	4 (2)
	介護時間(※3)	家族の介護を行うため、勤務時間の始め又は終わりに2時間以内の休業	1 (1)
	短期介護休暇(※3)	家族の介護を行うため、1暦年で5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内、時間単位からの休暇	216 (154)

※1 令和6年度に新たに制度を利用した人数

※2 令和6年度に制度を利用した人数

※3 令和6年1月～令和6年12月の利用者数

(イ) テレワーク制度の利用状況(令和6年度)

区分	内容	実績
在宅勤務	在宅勤務実施人数(延べ人数)	17,893人
	1日あたり実施人数	73.6人/日
サテライトオフィス勤務	サテライトオフィス(8か所)の利用者数(延べ人数) (県庁、東部、富士、静岡、藤枝、中遠、浜松、東京)	2,200人
モバイルワーク	出張時におけるモバイルワーク実施所属の割合	96.4%

エ 人材育成施策

職員研修事業費(再掲)

29,916,128円 県

職員研修事業費(再掲)

29,272,228円 県

(ア) 職員研修の実施

地方分権を推進する行政経営を担う人材の育成を図るため、職員の意欲・能力を高める研修所研修を実施した。

区 分		内 容	講座数	受講者数
基本研修	必修研修	職層の役割意識の徹底及びキャリア形成意識の醸成を図る。	9講座	1,596人
	マイレージ研修	職層の役割遂行に必須の能力を昇任前に主体的に習得する。	12講座	347人
選択研修		職員個々の能力開発レベルや特性に応じて職務遂行に必要な能力を習得する。	17講座	571人
指名研修		キャリア形成や職場における人材育成を支援する。	15講座	1,421人
合計			53講座	3,935人

(3) 職員給与等の適正化

人事給与管理費（再掲）

20,899,432 円 県

人事給与管理事務費（再掲）

20,899,432 円 県

ア 職員の平均給与月額

令和6年4月1日現在における一般行政職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	人数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	6,443 人	42.7 歳	333,463 円	371,183 円

※ 教育委員会及び警察本部の一般行政職員を含む

※ 平均給与月額とは、平均給料月額に諸手当（扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、管理職手当、寒冷地手当）の月額を合計したもの

イ 昇給

職員の昇給を令和7年1月1日付けで次のとおり実施した。

	区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない	合計
特定 職員	昇給号給数	8号給以上	4～7号給	3号給	2号給	0号給	—
	人数	69 人	203 人	339 人	0 人	1 人	612 人
一般 職員	昇給号給数	8号給以上	5～7号給	4号給	2号給	0号給	—
	人数	451 人	812 人	3,385 人	63 人	41 人	4,752 人

※ 昇給号給数は、55歳超の昇給抑制者以外の場合の号給数

※ 人数は、既に最高号給に到達した、又は勤務実績がないため昇給しない者を除く

※ 良好未満の区分となった人数は、勤務成績にかかわらず特別休暇等により一定の日数を勤務していないことによるものを含む

ウ 職員の給与の改定等

人事委員会勧告に基づき、民間給与との較差に基づく給与改定や給与制度のアップデートに対応するため、「職員の給与に関する条例」等を改正した。

また、特殊勤務手当について、国や他県の状況等を勘案して見直しを行うため、「静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例」を改正したほか、雇用保険法及び刑法の改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行った。

(ア) 民間給与との較差に基づく給与改定（令和6年12月26日施行）

a 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げた。

b 初任給調整手当の改定

医師及び歯科医師に支給する初任給調整手当の月額の限度を引き上げた。

医療職給料表(1)適用者：月額 415,600 円 → 416,600 円

c 扶養手当の改定

子に係る支給月額を引き上げた。

月額 11,000 円 → 12,000 円

d 期末・勤勉手当の改定

・期末手当の年間の支給割合を 0.05 月分引き上げた。

・勤勉手当の年間の支給割合を 0.05 月分引き上げた。

・令和7年度の支給割合を定めた。

()は特定幹部職員の支給割合 (単位：月)

区 分		6 月	12月	計
令和 6 年度	期末手当	1. 225 (1. 025)	1. 225 → 1. 275 (1. 025 → 1. 075)	2. 45 → 2. 50 (2. 05 → 2. 10)
	勤勉手当	1. 025 (1. 225)	1. 025 → 1. 075 (1. 225 → 1. 275)	2. 05 → 2. 10 (2. 45 → 2. 50)
	計	2. 25	2. 25 → 2. 35	4. 50 → 4. 60
令和 7 年度	期末手当	1. 225 → 1. 25 (1. 025 → 1. 05)	1. 275 → 1. 25 (1. 075 → 1. 05)	2. 50 (2. 10)
	勤勉手当	1. 025 → 1. 05 (1. 225 → 1. 25)	1. 075 → 1. 05 (1. 275 → 1. 25)	2. 10 (2. 50)
	計	2. 25 → 2. 30	2. 35 → 2. 30	4. 60

e 寒冷地手当の改定

世帯等の区分ごとの支給額を引き上げた。

世帯等の区分		額
世帯主である職員	扶養親族のある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	89,000円 → 99,000円
	その他の世帯主である職員	51,000円 → 57,000円
その他の職員		36,800円 → 41,000円

(イ) 給与制度のアップデート（令和 7 年 4 月 1 日施行）

a 給料表の改定

- ・給料表の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定した。
- ・すべての給料表について、給料月額に乗じる率を引き下げた。

100 分の 101. 89 → 100 分の 101. 43

b 昇給制度の改定

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの等について、その者の勤務成績が標準である場合には、昇給を行わないこととした。

c 扶養手当の改定

子に係る支給月額の引上げ及び配偶者に係る扶養手当の廃止を令和 7 年度から段階的に実施することとした。

年度		令和 6 年度 (改定前)	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	行政職 7 級以下	6,500円	3,000円	支給しない
	行政職 8 級	3,500円	支給しない	支給しない
子		12,000円	13,000円	14,000円

d 地域手当の改定

- ・級地の区分及び支給割合を改定した。

級地の区分	改定前	改定後
1 級地	100 分の 20	100 分の 20
2 級地	100 分の 16	100 分の 16
3 級地	100 分の 15	100 分の 12
4 級地	100 分の 12	100 分の 8
5 級地	100 分の 10	100 分の 4
6 級地	100 分の 6	—
7 級地	100 分の 3	—

- ・県内在勤者の支給割合を引き上げた。

100 分の 3. 7 → 100 分の 4. 15

e 通勤手当の改定

交通機関等及び交通用具利用者に係る支給限度額を引き上げた。

月額80,000円 → 150,000円

f 単身赴任手当の改定

新たに給料表の適用を受けることになった職員を支給対象とした。

g 管理職員特別勤務手当の改定

平日深夜の勤務に係る支給対象時間帯を拡大した。

午前0時から午前5時 → 午後10時から翌日午前5時

h 寒冷地手当の改定

人事委員会規則で定める地域への居住要件を廃止した。

i 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び寒冷地手当の支給対象とした。

(ウ) 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の改正

a 応急防災等作業手当の改正（令和6年7月23日施行）

・応急防災等作業手当について、支給対象業務に災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う連絡調整の作業等を追加した。

・大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当の額を日額1,080円としたほか、日没後又は深夜に作業した場合の手当の額を1.5倍に増額した。

b 支給方法の改正・手当の統合等（令和7年4月1日施行）

(a) 支給方法の改正

より勤務実績に応じた支給方法とするため、税務手当及び社会福祉業務手当のうち、月額で支給している業務について、支給方法を日額支給に改めた。

(b) 手当の統合等

業務の特殊性が類似した税務手当、社会福祉業務手当、精神保健業務手当及び用地交渉等手当を統合して対人折衝等業務手当とし、支給対象業務を改めるとともに、手当の額を日額650円とした。

(c) 支給対象業務の見直し等

業務の特殊性等を考慮し、家畜交配作業手当について、支給対象業務を見直すとともに、名称を家畜取扱手当に改めた。

(エ) 静岡県職員の退職手当に関する条例の改正（令和7年4月1日施行）

雇用保険法の改正により、就業手当が廃止されたこと等に伴い、退職後の一定期間失業している場合、退職時に支給された退職手当の額が、雇用保険法の失業等給付相当額に満たないときに限り支給している失業者の退職手当に係る規定を改正した。

(オ) 刑法の改正に伴う改正（令和7年6月1日）

刑法の改正により、懲役及び禁錮が廃止されこれらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係している条例について引用している条項を改めた。

エ 特別職の職員の報酬等の改正

静岡県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、「特別職の職員等の給与等に関する条例」を改正した。

(ア) 報酬等の月額等の改定（令和 7 年 4 月 1 日施行）

議員、知事等の報酬等の月額等を引き上げた。

区 分	報酬等の月額等			
議員	議長	月額	1,023,000円	→ 1,061,000円
	副議長	月額	904,000円	→ 937,000円
	その他の議員	月額	834,000円	→ 865,000円
常勤の特別職 の職員	知事	月額	1,301,000円	→ 1,349,000円
	副知事	月額	1,063,000円	→ 1,102,000円
	教育長	月額	824,000円	→ 854,000円
	人事委員会の常勤の委員	月額	745,000円	→ 772,000円
	常勤の監査委員	月額	745,000円	→ 772,000円
	がんセンター事業の管理者	月額	745,000円	→ 772,000円
議員以外の非 常勤の特別職 の職員	各行政委員会の委員長及び会長	日額	39,100円	→ 40,500円
	各行政委員会のその他の委員	日額	35,500円	→ 36,800円
	その他の非常勤の特別職の職員	日額(上限)	35,300円	→ 36,600円
	附属機関の委員等	日額	400円～600円	引上げ

(イ) 期末手当の改定（令和 6 年 12 月 26 日施行）

- ・年間の支給割合を 0.05 月分引き上げた。
- ・令和 7 年度の支給割合を定めた。

（単位：月）

区 分	6 月	12 月	計
令和 6 年度	1.700	1.700 → 1.750	3.40 → 3.45
令和 7 年度	1.700 → 1.725	1.750 → 1.725	3.45

オ 令和 6 年度退職手当支給状況

		全会計（一般・公営企業）					うち一般会計				
		人数 (人)	支給額 (千円)	平 均			人数 (人)	支給額 (千円)	平 均		
				年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	支給額 (千円)			年齢 (歳)	勤続 年数 (年)	支給額 (千円)
	定 年	169	3,830,752	61	37	22,667	159	3,665,848	61	37	23,056
	勸 奨	10	233,492	57	34	23,349	10	233,492	57	34	23,349
	普 通	205	1,680,161	42	16	8,196	133	1,503,703	46	20	11,306
	60歳未満	155	467,621	37	9	3,017	85	332,419	37	11	3,911
	60歳以上	50	1,212,540	60	37	24,251	48	1,171,284	60	37	24,402
	そ の 他	12	95,628	44	12	7,969	3	46,445	48	25	15,482
支給者計		396	5,840,033	51	25	14,748	305	5,449,487	54	30	17,867
非支給者		50	—	—	—	—	38	—	—	—	—
総 合 計		446	—	—	—	—	343	—	—	—	—
(再掲)定年等※		219	5,043,291	61	37	23,029	207	4,837,132	61	37	23,368

※定年退職者と 60 歳以上の普通退職者（定年退職の場合の支給率を適用）の合計

※会計年度任用職員を除く。

(4) 服務規律とコンプライアンス

人事給与管理費（再掲）

20,899,432 円 県

人事給与管理事務費（再掲）

20,899,432 円 県

ア 分限処分及び懲戒処分

(ア) 分限処分等の状況

(令和7年4月1日現在 単位：人)

区 分		有 給	無 給	計
休 職 者	病 気	25	16	41
	刑 事	—	—	—
	条 例	—	—	—
	専 従	—	2	2
	合 計	25	18	43
分限免職		令和6年度 1人		

(イ) 懲戒処分等の状況

(令和6年度 単位：人)

事 由	免 職	停 職			減 給	戒 告	計	訓 告
		2月未満	2月以上 5月未満	5月以上				
収賄等汚職	—	—	—	—	—	—	—	—
一般服務違反	—	—	1	(1)※	—	—	1	1
給与・任用に関する不正	—	—	—	—	3	1	4	—
交通事犯	—	—	—	—	—	—	—	1
一般非行	—	—	—	1	2	—	3	—
管理監督責任	—	—	—	—	—	—	—	3
合 計	—	—	1	1	5	1	8	5

※重複者1人「一般服務違反」と「一般非行」の両方に該当するが、主たる事由が一般非行のため、件数は一般非行に計上する。

イ コンプライアンス施策の企画

(ア) 静岡県コンプライアンス委員会の運営

県が実施しているコンプライアンスの施策をより効果的に実施し、県民の期待に応えうるものとするため、外部の有識者からなる「静岡県コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス推進計画の実施状況などについて提言をいただき、コンプライアンス施策に反映した。

開 催 日	議 題
令和6年7月25日	・不祥事等の状況 ・令和6年度コンプライアンス推進の取組 ・コンプライアンス推進月間の取組 ・内部統制の取組

(イ) 静岡県コンプライアンス推進本部の運営

副知事、関係部局長、各部局部長代理等で構成する「静岡県コンプライアンス推進本部」を運営し、コンプライアンスに係る基本的な方針や制度の企画等を行った。

区 分	開 催 日	議 題
第1回	令和6年7月4日	・不祥事等の状況 ・令和6年度コンプライアンス推進の取組 ・コンプライアンス推進月間の取組 ・内部統制の取組
第2回	令和7年3月21日	・令和6年度コンプライアンス推進の主な取組 ・不祥事等の状況 ・令和7年度コンプライアンス推進計画 ・内部統制の取組

ウ 通報制度の運営

県組織内部の不正行為等の早期発見及び不祥事件の未然防止を図るため、内部通報制度である「静岡県職員不正行為内部通報窓口」及び県民から通報を受け付ける外部通報制度である「静岡県職員不正行為外部通報窓口」を運営し、通報に対する調査等をそれぞれ実施した。

○令和6年度の通報の受付状況

区分	通報件数	調査対象（内訳）				調査対象外
		改善指示	事実なし	調査中	小計	
内部通報窓口	12	6	4	1	11	1
外部通報窓口	29	7	14	3	24	5

エ コンプライアンスの取組

年度当初、年度中期、年度後期の年3回、コンプライアンスの推進期間を設定し、ハラスメント防止及び綱紀の厳正保持を徹底するとともに、逢初川土石流災害を教訓に、組織文化の改善に向けた意識改革及び行動変容を促すためのコンプライアンスリレー研修や、知事部局の所属を対象に組織として不適切な事務処理の防止策がとられているか等の確認を行う全庁特別監察を実施した。

(ア) コンプライアンス推進に向けた取組

時 期	内 容
年度当初（4月～5月）	・所属コンプライアンス意見交換会の実施 不適切事務防止のチェックリストによる点検、運転免許証の確認、通勤届の確認、車検証有効期限の確認、アルコールチェック実施状況の確認 ・個別面談の実施
年度中期（コンプライアンス推進月間）（10月）	・副知事メッセージ ・コンプライアンス検定 ・所属コンプライアンス意見交換会の実施 不適切事務防止のチェックリストによる点検、ハラスメントチェックシートによる確認、個人情報及び情報資産の適切な管理に向けた事務の点検、運転免許証の確認、自転車保険加入状況及びヘルメット着用状況の確認、アルコールチェック実施状況の確認、車検証有効期限の確認 ・ひとり1改革DBへの入力 ・会計年度任用職員に対する通勤実態の確認 ・個別面談の実施
年度後期（2月～3月）	・所属コンプライアンス意見交換会の実施 事務引継チェックシートによる確認、年間スケジュール等の班内共有 ・個別面談の実施

(イ) 全庁特別監察

各所属でチェックリスト（不祥事の発生を防ぐ仕組みや体制が整っているかの確認）による自己点検及び意見交換を実施し、当該点検結果を基に対応状況等を人事課が実地で確認する全庁特別監察を110所属（本庁77、出先33）に対して実施。

(ウ) コンプライアンスリレー研修

逢初川土石流災害を教訓に、組織文化の改善に向けて職員一人ひとりの意識改革、行動変容の徹底を図るための研修を、全職員（リレー形式）を対象とし、令和6年7月から9月にかけて実施。

(エ) パワー・ハラスメント防止職員研修

ハラスメントの未然防止、早期解決を目的に、パワー・ハラスメントの定義やその影響、業務指導との違い等についての研修を、全職員を対象とし、令和7年1月から2月にかけて実施。

(オ) 交通事故防止職員研修

交通事故防止を目的に、薄暮時・夜間の交通事故防止（自動車編）をテーマとした研修を、全職員を対象とし、令和7年2月から3月にかけて実施。

3 評価、課題及び改善

(1) 評価

指標名		現状値 (2020年度)	実績				目標値 (2025年度)
			2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
成果 指標	職員の総労働時間 (非正規職員を含む)	13,522,710 時間	13,791,508 時間	13,973,042 時間	13,891,015 時間	13,770,243 時間	前年度以下
活動 指標	職員に占める管理職 の割合	(2021.4.1) 10.4%	(2022.4.1) 10.4%	(2023.4.1) 10.3%	(2024.4.1) 10.2%	(2025.4.1) 10.1%	(2026.4.1) 10%程度
活動 指標	時間外勤務時間が360 時間を超える職員数 (時間外上限時間の 特例を除く)	474 人	496 人	632 人	572 人	567 人	前年度比 10%削減
活動 指標	管理職に占める女性 職員の割合	(2021.4.1) 12.8%	(2022.4.1) 14.0%	(2023.4.1) 14.2%	(2024.4.1) 15.2%	(2025.4.1) 15.8%	(2026.4.1) 16%

静岡県の新ビジョンの取組を積極果敢に進めるため、県政の重要課題に対して、迅速かつ確に対応可能な組織改編を行うとともに、職員の適正な配置に努めたほか、人事評価やキャリア開発研修の実施など、新たな行財政運営を担う人材の育成を計画的に推進した。

これらの取組により、「職員の総労働時間」は前年度以下となり目標値を達成した。また、「管理職に占める女性職員の割合」も前年度に比べ上昇し、2026年の目標値に向け着実に進展している。一方で、「時間外勤務時間が360時間を超える職員数」は、目標値である前年度比10%削減には届かなかった。

コンプライアンスの推進については、静岡県コンプライアンス委員会での提言や静岡県コンプライアンス推進本部での議論に基づき、組織として不適切な事務処理の防止策がとられているかを確認する全庁特別監察や、逢初川土石流災害を教訓に、組織文化の改善に向けた意識改革や行動変容を促すためのコンプライアンスリレー研修を実施した。

また、これらの取組を内部統制制度と連携させることにより、職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図るとともに、不祥事を許さないという職場風土の醸成を図り、不祥事案の発生防止に努めた。

(2) 課題

令和6年度は、台風等による広域的な大規模災害への対応がなかったことから、「職員の総労働時間」は前年度に比べて減少した。一方で、「時間外勤務時間が360時間を超える職員数」は、前年度比微減にとどまっており、目標の10%削減を達成できなかったことから、長時間勤務の解消に引き続き努める必要がある。

コンプライアンスの推進について、様々な取組を行っているが、依然として、不適正な事務処理などの公務上の非違行為等の懲戒処分事案が発生している。

(3) 改善

今後も、効率的で能率的な行政運営、将来を見据えた戦略的な行政運営を実現するための組織改正や、職員の意欲と能力の向上に資する人事異動や職員研修を行っていくとともに、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備を図っていく。

また、コンプライアンスの推進については、全庁特別監察により確認した不適切な事務処理の防止に向けて各所属が行っている効果的な取組を全庁的に横展開し注意喚起するとともに、静岡県コンプライアンス委員会の委員の意見も伺いながら、不祥事根絶に向けた取組を一層進めていく。

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
1 人材の確保と退職管理	・ 静岡県職員の定年等に関する条例 ・ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・ 静岡県職員の退職管理に関する条例 ・ 静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
2 職員の意欲と能力の向上	・ 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 ・ 県・市町職員人事交流実施要綱 ・ 技術職員等市町派遣制度要綱 ・ 総務省組織令（第127条） ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 ・ 静岡県職員派遣研修実施要綱 ・ 静岡県職員研修規程 ・ 静岡県自治研修運営協議会規程 ・ 静岡州市町職員研修実施要綱 ・ 静岡県職員表彰規程
3 組織・定数管理	・ 静岡県部設置条例 ・ 静岡県行政組織規則 ・ 静岡県副知事定数条例 ・ 静岡県職員定数条例 ・ 静岡県特別会計職員定数条例 ・ 静岡県事務決裁規程 ・ 静岡県許認可事項処理規程
4 職員給与等の適正化	・ 特別職の職員等の給与等に関する条例 ・ 静岡県特別職職員の退職手当に関する条例 ・ 静岡県特別職報酬等審議会条例 ・ 職員の給与に関する条例 ・ 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例 ・ 静岡県職員の退職手当に関する条例 ・ 静岡県退職手当基金条例 ・ 静岡県職員の旅費に関する条例 ・ 会計年度任用職員の給与等に関する条例 ・ 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 ・ 労務職員の給与に関する取扱要綱 ・ 会計年度任用職員の給与等に関する規則

事業名	根拠法令
5 勤務条件の整備	・非常勤の労務職員の給与に関する取扱要綱 ・静岡県の休日を定める条例 ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・静岡県職員の育児休業等に関する条例 ・静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例 ・静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例・静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例 ・静岡県の執務時間を定める規則 ・会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 ・職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程 ・会計年度任用職員任用等取扱要綱
6 服務規律とコンプライアンス	・臨時的任用職員任用等取扱要綱 ・職員の服務の宣誓に関する条例 ・職務に専念する義務の特例に関する条例 ・職員の分限に関する条例 ・知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 ・職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・職員の懲戒の手続及び効果に関する規則 ・懲戒処分の基準 ・静岡県職員倫理条例 ・静岡県職員倫理規則 ・静岡県職員の倫理保持に関する取扱要綱 ・贈与等報告書の閲覧に関する事務処理要綱 ・内部監察実施要綱 ・静岡県職員不正行為内部通報窓口設置要綱 ・静岡県職員不正行為外部通報窓口設置要綱 ・静岡県コンプライアンス委員会設置要綱

職 員 配 置 調

(令和7年4月1日現在)

区 分		人事課	〔課兼務〕	計
配 置 職 員	職員（事）	41	(5)	41 (5)
	職員（技）			0 (0)
	暫定再任用職員（事）	1		1 (0)
	暫定再任用職員（技）			0 (0)
	定年前三任用短時間勤務職員（事）			0 (0)
	定年前三任用短時間勤務職員（技）			0 (0)
	計	42 (0)	0 (5)	42 (5)
	会計年度任用職員	(1)		0 (1)
	臨時的任用職員			0 (0)
	計	0 (1)	0 (0)	0 (1)
合計		42 (1)	0 (5)	42 (6)

注)

- ・臨時職員、会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は（ ）書きで外数

過年度分収入未済額調

(令和 6 年度)

(令和 7 年 5 月 31 日現在)

区分 年度	雑収							
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
30年度 以前 (A)	1	円 24,518,670		円		円		円
元年度								
2 年度								
3 年度								
4 年度								
5 年度								
計	1	24,518,670						
摘 要① (滞納処分 の停止等 の理由)								
摘 要② (不納欠損 処分の件 数、額)								
摘 要③ (A欄のう ち、1件 10万円以上の 内訳)	1 件 24,518,670円							

【人事課】

郵便券等受払調

(令和7年3月31日現在)

(単位:枚、円)

区 分	種 類	前 年 度				本 年 度				差引現在高		摘 要			
		繰 越		受 入		繰 越		受 入					払 出		
		枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額				枚数	金 額	
タクシーチケット	タクシー	0		90		使用 69 廃棄 21 返納 0		0		120		使用 82 廃棄 38 返納 0		0	
計		0		90		90		0		120		120		0	

【人事課】

歳入歳出外現金調

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

区 分	越 高	受 高	払 高	残 高	摘 要
地方職員共済組合掛金等	円 0	円 5,647,834	円 5,647,834	円 0	
所得税	0	24,241,716	24,241,716	0	
計	0	29,889,550	29,889,550	0	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額(円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、 前年度からの繰越分
(12)	一般会計	経営管理費	経営管理費	行政経営費	2,981,000	0	
委託料							
計					2,981,000	0	0
(14)	一般会計	経営管理費	経営管理費	資産経営費	1,936,000	2,255,000	
工事請負費							
計					1,936,000	2,255,000	0
(16)							
公有財産 購入費							
計					0	0	0
(17)	一般会計	経営管理費	経営管理費	行政経営費	679,580	0	
備品購入費							
計					679,580	0	0
(18)	一般会計	経営管理費	経営管理費	一般総務費	21,304,268	0	
負担金、補助 及び交付金	一般会計	経営管理費	経営管理費	行政経営費	2,468,420	2,638,410	
計					23,772,688	2,638,410	0
(21)							
補償、補填 及び賠償金							
計					0	0	0

負担金支出調

(令 和 6 年 度)
(令和7年5月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	政策研究大学院大学授業料・検定料・入学料	国立大学法人政策研究大学院大学	要綱	政策研究大学院大学への研修派遣職員授業料・検定料・入学料	円 321,480 321,480 30,000 282,000 954,960	R6. 4. 30 R6. 10. 31 R6. 12. 26 R7. 3. 24 (小計)
2	弁護士資格付与のための指定研修費用	日本弁護士連合会	要綱	弁護士となる資格付与のための指定研修受講費用	209,500	R6. 6. 21
3	時局対応特別講座負担金	一般社団法人地方行財政調査会	定款	時局対応特別講座の実施に係る負担金	1,038,840	R6. 9. 13
4	日本経営協会会員会費	一般社団法人日本経営協会	定款	年会費	50,000	R6. 4. 15
5	通信教育講座の受講料	一般社団法人全日本建築士会	実施要領	長期設計製図講座	20,000	R6. 11. 22
6	通信教育講座の受講料	職業訓練法人日本技能教育開発センター	実施要領	土木施工管理技士受験合格講座1級	10,630	R7. 1. 29
7				魅力アップ！伝え方の技術ーリモートワーク対応等10人分	64,880	R7. 1. 29
					75,510	(小計)
8	通信教育講座の受講料	T A C 株式会社	実施要領	3級FP技能検定Webコース等7人分	56,850	R7. 4. 8
9	通信教育講座の受講料	株式会社アイ・イーシー	実施要領	読む・書く・話すの 言語力トレーニング等11人分	86,780	R6. 12. 5
10	通信教育講座の受講料	学校法人名古屋大原学園大原簿記情報医療専門学校静岡校	実施要領	日商簿記検定2級合格目標：2級合格コース（教室通学）	20,000	R6. 12. 4
11	通信教育講座の受講料	株式会社E C C	実施要領	第二外国語会話オンラインレッスン（法人専用プラン）中国語選択等3人分	17,010	R6. 11. 12
12	通信教育講座の受講料	株式会社日本教育クリエイト	実施要領	介護職員初任者研修	16,500	R7. 2. 10
13	通信教育講座の受講料	株式会社建築資料研究社日建学院静岡校	実施要領	一級建築士 集中ゼミWebコース（年度途中受講開始コース）	20,000	R7. 4. 17
14	通信教育講座の受講料	株式会社日本能率協会マネジメントセンター	実施要領	中小企業診断士受験講座1次講義等11人分	72,460	R7. 5. 2
		14件	—	行政経営費	2,638,410	
	本庁執行 計	14件	—	一般総務費 行政経営費 計	0 2,638,410 2,638,410	—
	出先機関への令達分	—	—		0	—
	合計	14件	—	一般総務費 行政経営費 計	0 2,638,410 2,638,410	—

建 築 工

整理 番号	予算科目	工 事 名	工事箇所	当 初 設計金額	契 約 金 額		
					当初額	変 更 増減額	計
1	資産経営費	令和6年総合研修所もくせい会館4階女子トイレ改修工事	静岡市葵区鷹匠地内	2,255,000	2,255,000	0	円 2,255,000
			1 件	2,255,000	2,255,000	0	2,255,000

【人事課】

事 調

(令 和 6 年 度)

(令和7年5月31日現在)

契約 締結 方法	受注者	着手年月日	支出済額	工事概要	公有財産 台帳登載	摘要 (支払日)
		完成年月日				
随契	株式会社エム・エー・フジタ	R6. 12. 2	円 2,255,000	女子トイレ洋式化工事	—	随契1号(少額)
		R7. 2. 17				R7. 3. 25
			2,255,000			

基金の管理状況調

退職手当基金

(令和7年3月31日現在)

保管区分	前年度末 現在高	年度中増減高			年 度 末 現 在 高	摘 要
		増	減	差引増減高		
債 権	円	円	円	円	円	
定期預金	0	6,794,722,764	0	6,794,722,764	6,794,722,764	
別段預金	5,310,906,357	0	5,149,184,512	△5,149,184,512	161,721,845	
計	1,691,577,156	0	1,616,868,272	△1,616,868,272	74,708,884	運用益増分
	7,002,483,513	6,794,722,764	6,766,052,784	28,669,980	7,031,153,493	28,669,980円